

過去テーマに関する取組状況について

自転車用ヘルメットの着用と安全な使用（令和5（2023）年度テーマ）

1 提言後の報告

本テーマについては、東京都商品等安全対策協議会（以下「協議会」という。）において2023年度（2024年3月11日）に提言がされており、今回が提言後初めての報告となる。

2 事故状況

（1）ヘルメットが関係する自転車乗車中の受傷事例の件数

東京消防庁管内¹の救急搬送事例及び医療機関ネットワーク²の受診事例を収集した。

〔収集した事例の概要〕

東京消防庁管内 救急搬送事例	期間：2年間（2023年1月～2024年12月指令分） 条件：自転車乗車で受傷し受傷部位が「頭部・顔面」のもの
医療機関ネット ワーク受診事例	期間：2年間（2023年1月1日～2024年12月31日伝送分） 条件：危害部位が「頭部」又は「顔面」で自転車等の単語を含むもの

収集した過去2年間の自転車乗車中に頭部や顔面を受傷した事例の中で、ヘルメットの着用又は非着用が分かるもの（推測を含む）は、96件あった。（表1参照）

表1 2023年から2024年までの事故事例件数

自転車乗車中に頭部・顔面を受傷した事例で ヘルメットの着用又は非着用が分かる事例			
96 (10)			
13歳未満		13歳以上	
着用	非着用	着用	非着用
37 (2)	50 (6)	2 (1)	7 (1)

（注1）カッコ内は中等症以上の件数

（注2）該当する救急搬送事例及び受診事例の件数であり、この数値は着用割合を示すものではない。

（注3）13歳以上は、2023年4月1日改正道路交通法の施行によりヘルメット着用の努力義務が拡大された年齢層

自転車利用者のヘルメット着用、非着用、サイズ不適合、不適切な着用が影響したと思われる受傷事例を、以降の項に示す。

¹ 東京都のうち、稲城市、島しょ地区を除く地域

² 2010年から消費者庁と独立行政法人国民生活センターとの共同事業として、全国32病院（2025年4月時点）が参画し、消費生活において生命・身体に被害を生ずる事故に遭い医療機関を受診した患者から、消費者からの相談になりにくい不注意や誤った使い方も含めて事故の詳細情報等を収集し、同種・類似の事故の再発を防止するため、実施している。

(2) ヘルメット着用の受傷事例

[東京消防庁]

- 自転車で道路車線を走行中、左側に出てこようとする車両が見えたため急ブレーキをかけたところ、左前方に転倒し、ヘルメット越しに頭を打ち、両手及び右膝を受傷した。
(15歳、軽症)
- 自転車と乗用車の交通事故。自転車走行中、信号の無い交差点で乗用車と衝突し、右側へ転倒した。ヘルメットを着用していたが倒れた際、左後頭部を地面にぶつけ受傷した。
(59歳、中等症)
- 母親が運転する自転車の前かごに乗車。走行中に左側から交差するように走行してきた自転車と接触し、自転車ごと右へ転倒。ヘルメットはしていたが前額部を受傷した。
(4歳、軽症)

[医療機関ネットワーク]

- 母親が運転する自転車の前座席に座っていた。走行中に雪ですべり自転車ごと転倒した。シートベルト着用あり。ヘルメット着用あり。右頬部擦過傷、右手背擦過傷。
(1歳、軽症)
- 自転車同士の接触、転倒。母親が運転する自転車の後ろにヘルメット、シートベルトを着用して乗っていた。左からきた自転車と接触し右に転倒。両側頭部の痛みあり救急要請し搬送された。打撲以外の受傷はなし。
(5歳、軽症)

(3) ヘルメット非着用の受傷事例

[東京消防庁]

- 母親が運転する自転車の後部座席に乗車し走行中、母親がバランスを崩し転倒し、頭部を受傷。シートのベルトは装着、ヘルメットは未装着。また、前部座席に姉も乗車し、3人乗り状態であった。自宅へ戻るも傾眠傾向で、嘔吐もした。

(3歳、軽症)

- 母親が運転する自転車に乗車していた。自転車前方に設定されたチャイルドシートに着座、ヘルメット無し。母親は帽子が風に飛ばされそうになり注意が帽子に向いた際、バランスを崩して自身から見て左側に転倒した。左側頭部を受傷。

(2歳、軽症)

[医療機関ネットワーク]

- 自転車で坂道のカーブを下っている最中に前かごの鞆から水筒を取り出そうとして転倒し、用水路の縁に前額部をぶつけた。ヘルメットは装着していなかった。

(9歳、中等症)

- 自転車で走り出すときに前輪が外れて前のめりに転倒し顔面打撲した。ヘルメット装着なし。人中に縫合を要する傷を負った。

(10歳、軽症)

- 自転車走行中にサッカーボール入れのネットが前輪に引っかかり前方に転倒した。ヘルメットは着けていなかった。前額部に皮下血種4cm、頭部打撲。

(10歳、軽症)

- 自転車運転中、ヘルメット未装着。踏切の段差に前輪が引っかかり転倒し受傷。前額部に5cmの骨に達する裂創あり、縫合を行った。

(8歳、中等症)

- 父親が運転する自転車の前の座席に本児、後ろの座席に7歳の同胞が乗っていた。停車している際に自転車ごと転倒した。本児はヘルメット装着なし。右側頭部に皮下血種あり。右頭頂骨骨折。

(5歳、中等症)

- 自転車走行中に傘を閉じてハンドルなどに掛けていたら、引っかかり顔面から入る様に転倒した。左眼瞼周囲は腫脹あり、切創複数あり。ヘルメット着用なし。

(37歳、中等症)

(4) ヘルメットのサイズ不適合、不適切な着用が影響したと思われる受傷事例

[医療機関ネットワーク]

- 本児が自転車の前かごに乗って停車している状態で、母が扉を閉めるために自転車から離れた際に自転車ごと左へ倒れた。本児はヘルメットをしていたが正しく装着しておらず、ずれた状態だった。

(2歳、軽症)

- 自宅玄関前で電動自転車から母が降りてドアの鍵を開けているときに自転車が転倒。前座席の児の頭が石の段差部分で打撲したようで泣いた。前額部生え際に横に3-4cmの挫創あり、縫合処置を要した。ヘルメットは装着していたがオーバーサイズのため、ずれて受傷した。シートベルトも着用していた。

(2歳、軽症)

3 ヘルメット着用率

警視庁では、自転車指導啓発重点地区・路線における自転車の通行実態を把握するため、毎年定点調査を実施し、「自転車定点調査結果報告書³」を公表している。自転車指導啓発重点地区・路線とは、自転車に対する指導取締りや啓発活動を重点的に行う地区・路線をいう。

直近調査では、2024年11月から2025年1月にかけて、都内の自転車指導啓発重点地区・路線の110カ所において、自転車の通行台数及び自転車利用者の交通ルール遵守状況等を調査した。調査にあたっては、調査地点を通過する自転車利用者について、性別、年齢層、自転車用ヘルメット着用の有無、違反の種類等に分類して目視により計測を行った。

その結果、ヘルメット着用率は調査対象全体のうち9.5%であった。2022年から2025年までの調査の区分別比較とヘルメット着用率の推移については、表2に示すとおりである。

表2 2022年から2025年までの調査との区分別比較とヘルメット着用率の推移

(単位は%)

年齢層	性別	2022年		2023年		2024年		2025年	
		着用	非着用	着用	非着用	着用	非着用	着用	非着用
高校生以下	男性	5.5	94.5	11.1	88.9	19.7	80.3	24.1	75.9
	女性	3.2	96.8	7.6	92.4	13.9	86.1	16.4	83.6
一般	男性	6.6	93.4	7.3	92.7	12.8	87.2	13.4	86.6
	女性	0.5	99.5	0.6	99.4	3.9	96.1	3.8	96.2
高齢者	男性	1.2	99.8	1.7	98.3	11.3	88.7	10.4	89.6
	女性	0.1	99.9	0.4	99.6	3.5	96.5	3.6	96.4
総数		3.4	96.6	4.1	95.9	9.1	90.9	9.5	90.5

(注) 計測分類の判断基準 性別・年齢層は自転車利用者の服装、所持品等を参考に、見た目で見極め

³ 警視庁 自転車定点調査結果報告書 (2025年1月)

https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/teiten_cyosa.files/teiten_cyosa.pdf

4 業界団体等の取組

業界団体にヒアリングを実施し、以下の回答を得た。

(1) 一般社団法人日本ヘルメット工業会

1. 着用率の向上

(1) ヘルメット着用の必要性の訴求について

各種イベントへの参加にてヘルメット着用を促す取組を実施している。

(2) 自転車乗車時にヘルメットをかぶる機運の醸成について

日本ヘルメット工業会ホームページで「自転車用ヘルメットの安全性について」の動画⁴を公開している。

(3) 自転車の販売・整備を行う事業者への訴求

各社カタログ等を配布している。

2. 商品の改善等

(1) 自転車用ヘルメットの更なる商品改善について

SG 基準及び JIS T 8134 改正案に記載を予定している。

(2) 規格等の改正について

競技中における死亡事故を踏まえ、試験方法の改訂（衝撃吸収性試験で使用する鋼製アンビルを半球形からカーブストーンに変更）に取り組んでいる。2026 年に JIS 改正及び SG 基準改正を予定している。

(3) 今後実施予定の自転車用のヘルメットの安全対策について

各イベントへ参加している。

3. 安全性が確保された商品の普及

1.(1)と同じ。

4. 適切な使用

(1) 正しい使用方法の周知について

各社取り扱い説明書・カタログ等に記載している。

(2) 表示の改善について

SG 基準等の説明文を取扱説明書、カタログ等に記載している。

⁴ 一般社団法人日本ヘルメット工業会 自転車用ヘルメット
<https://japan-helmet.com/bicycle-helmet/>

(3) 試着の推奨について

4. (1)と同じ。

5. 消費者からの要望

折り畳み機構等に関する要望があることから、JIS T 8134 等に対して基準の明確化を行う予定である。併せて、SG 基準についても同様に基準の明確化を進める予定である。さらに、普段着ファッションとの融合を視野に入れたカジュアルな製品開発についても検討を進めている。

(2) 一般財団法人 製品安全協会

1. 着用率の向上

(1) ヘルメット着用の必要性の訴求について

業界団体との連携や展示会等における啓発活動、さらに個別の流通事業者とのオンライン会議を通じて周知を図っている。また、メールマガジン等での情報発信を行うとともに、国民生活センターとの情報共有も実施した。

(2) 自転車の販売・整備を行う事業者への訴求

日本ヘルメット工業会と協力し、啓発動画を作成し、この動画の周知活動のため、工業会会員各社に対して動画の積極的な活用を依頼した。会員各社の営業担当者においては、販売先に対する動画等の周知活動を実施しているほか、一部の店舗においてはリーフレット等へ動画 URL を掲載するなど、消費者への訴求を行っている。

2. 商品の改善等

(1) 規格等の改正について

帽子付ヘルメットは各社から販売され、認知度が向上している。さらに、一部では折り畳み機構を備えたヘルメットや、産業用ヘルメット兼用で SG 認証を取得した製品も流通し始めている。現在、改正予定の JIS T 8134 との SG 基準の整合化、折り畳み機構を有する製品に対する要求事項の明確化、ならびに電子デバイスに関する要求内容の整理等のアップデートについて検討を進めている。

(2) 今後実施予定の自転車用のヘルメットの安全対策について

今後も展示や説明会などの機を捉えて普及を行っていく。

3. 安全性が確保された商品の普及

上記項目の他、製品安全協会ホームページでは SG マーク付きヘルメット（一部。希望する事業者のみ）の紹介を行っている。

4. 適切な使用

基準においては、頭部に適合したヘルメットを着用する旨が明記されており、メールマガジン等を通じて周知・啓発を行っている。近年はインターネットによる購入が増加しているが、フィット性の確認が難しい場合もある。試着のうえで購入することが望ましいものの、インターネットで購入する際には、「届いたヘルメットがフィットしない場合に返品・交換に応じる店舗を選ぶ」ことが重要である。

5. その他

(1) 消費者からの要望について

成人女性から「大人用ヘルメットではサイズが合わないため、子供用を着用してもよいか」との問い合わせがあった。これに対し、「無理に合わないサイズのヘルメットを着用せず、適合する子供用ヘルメットを使用するようお願いする」と回答した。

(2) シェアリングサービス等からの問合せ・協力など

レンタル事業者からの直接の問い合わせは確認されていない。一方、業界関係者との意見交換においては、「ヘルメットの同時レンタルは利用者に敬遠される傾向がある（他者が使用したヘルメットを着用したくない）」との声が寄せられている。また、自身のヘルメットを持参して自転車や電動キックボードを利用する事例は極めて少ない。

5 東京都（以下「都」という。）の取組

2025年度末に事業者団体、消費者団体、関係機関等と連携して、事故防止啓発リーフレット「なぜ？なに？自転車用ヘルメット」を5万部作成し、都内の自転車販売店、医療機関、保健所、警察署、消費生活センター等を通じて配布している。

また、消費生活情報誌、ホームページ、SNS等で注意喚起及び普及啓発を行っている。

これらの取組を通じて、様々な自転車乗車用ヘルメットの普及啓発を進めるとともに、引き続き事故状況を注視し、継続的な注意喚起を行っていく。